

内閣参質一七九第二六号

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員秋野公造君提出長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋野公造君提出長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の元寇船（以下「本件船体」という。）を重要文化財に指定すること等については、本件船体に係る今後の調査の結果を踏まえ、適切に対応してまいりたい。なお、本件船体が発見された場所を含む長崎県松浦市鷹島町沖については、本年七月に松浦市教育委員会から文化財保護法（昭和二十五年法律第二十四号）に基づき史跡に指定することを求める意見具申がなされており、現在、文化庁においてその指定に向けた準備を進めているところである。史跡に指定された場合、その現状変更等については一定の制限等を受けることとなる。

二について

本件船体の保存については、本件船体に係る今後の調査の結果を踏まえ、適切に支援してまいりたい。

三について

御指摘のこれまで引き揚げられた船材の一部等については松浦市が保存作業を行っているが、同市から

保存のための処理に係る御指摘のような提案があれば、可能な支援を検討してまいりたい。

四及び五について

本件船体を引き揚げるか否かについては、本件船体に係る今後の調査の結果を踏まえて判断されるべきものと考えますが、本件船体を引き揚げた場合の保存のための処理に係る技術的支援等については、関係地方公共団体等とも協議しつつ、検討してまいりたい。